



おふたりOmeでとう！お祝い金



4月1日以降、新たにおふたりの新生活を開始した方（婚姻等を契機として新たな生活を開始したおふたり）を祝福するお祝い金制度を開始しました！

主な要件

- ・婚姻届の提出日または都パートナーシップ宣誓制度受理証明書が受理された日（以下「基準日」といいます。）が4月以降であるおふたり
- ・お祝い金の申請日が、基準日から1年以内であること。
- ・お祝い金の申請日時点で、おふたりがともに青梅市民であり、5年以上青梅市に住む意思があること。

おふたりOmeでとう！お祝い金

おふたりの新たな生活を祝し、2.2万円（ふたりに）をお渡しします。

おふたりOmeでとう！くらし応援金

基準日から5年以内に住宅を取得した方には、要件に応じさらに最大60万円をお渡しします。

※交付要件や申請の方法など制度の詳細は、市ホームページ（上記2次元コード）をご確認ください。

※3月31日までに婚姻し、結婚おうめアンバサダー登録を行ったご夫婦は、引き続き「結婚おうめ生活お祝い金」の対象者です。



遠距離通勤ENJOY応援金！



鉄道で40キロ以上の遠距離通勤をしている方に、応援金を支給しています。この4月から対象を一部拡充しました！

鉄道定期券をお持ちの方

- ・令和6年4月以降に他自治体から青梅市へ移住した方…月額5,000円×最大36か月
- ・令和6年4月以降に就職・転勤または転職等を機に遠距離通勤を開始した方…月額5,000円×最大12か月

★鉄道定期券をお持ちでない方も一部対象となりました！

テレワークや変形時間労働制などの理由で遠距離通勤の回数が少ないため、定期券が支給されない方についても対象となりました。（月4回以上の通勤が条件。アルバイトなどは除く）

- ・令和6年4月以降に他自治体から青梅市へ移住した方…月額2,500円×最大36か月
- ・令和6年4月以降に就職・転勤または転職等を機に遠距離通勤を開始した方…月額2,500円×最大12か月

※令和6年度に転入・就職等した方は令和7年度中の申請が必要となりますので、ご注意ください。

問 シティプロモーション課シティプロモーション係

自転車ヘルメット購入費用助成の対象店舗拡大



自転車ヘルメット購入費用助成の制度が次のとおり変更になりました。

変更点 購入前から購入後の申請▷事業協力店を含む市内の店舗で購入した場合が対象▷助成券の交付から助成額の支給（口座振り込み）▷令和6年度以前に助成を受けた方も申請可

助成内容 令和7年4月1日以降に購入した自転車ヘルメット（SGマーク付きのものまたは同等の基準を満たすもの）1個につき上限2,000円※年度につき1人1回

申請方法 次のいずれかの方法で交通政策課管理係（市役所5階）へ

- ・直接（各市民センターでも受付可）
- ・郵送（申請書は市ホームページからダウンロード可）
- ・電子申請…市ホームページ（2次元コード参照）の専用フォームから

提出書類 ヘルメットを購入した際の領収書等（購入年月日、購入品名、購入金額および購入店舗名の記載があるもの）▷ヘルメットが安全基準を満たしていることを証するもの▷振込先口座番号等が確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）



青梅市国民健康保険運営協議会委員募集

概要	市では、国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に対して審議する付属機関として国民健康保険運営協議会を設置しています。この運営協議会委員の被保険者代表として2人の方を市民から募集します。
応募資格	次のすべての要件を満たす方 ▷青梅市国民健康保険の被保険者 ▷任期初日において18歳以上～72歳未満 ▷地方公務員法第16条各号に該当しないこと ▷市議会議員および市職員でないこと ▷市の他の付属機関等の委員でないこと ▷協議会の会議に出席可能であること ※要件を満たさなくなったときは資格を失います。
募集人数	2人（男女各1人）
委嘱期間	7月1日～令和10年6月30日（3年間）
会議	年2～3回程度・平日日中開催予定 ※報酬 日額1万1,500円
選考方法	書面による審査後、合格者多数の場合公開抽選 ※結果は後日通知
申し込み	5月13日（消印）までに住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、応募の動機（400字以内）を記入し、メール✉div1015@city.ome.lg.jp、ファックス☎22-3508、郵送または直接保険年金課給付係（市役所1階）へ提出（書式自由） ※詳細は市ホームページ（2次元コード）をご確認ください。



申請には事前の予約が必要です

第12回特別弔慰金が支給されます



支給対象者

戦没者等の死亡時の遺族で、令和7年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による遺族1人

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が替わります。

- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面27万5,000円、5年償還の記名国債

請求期間 令和10年3月31日まで

予約・窓口 地域福祉課庶務係（市役所3階）

熱中症予防のため施設使用を中止する方へ

施設使用料を還付します



都に熱中症警戒アラートが発表されたことにより、アラート対象日の施設の使用を中止する場合、使用料を還付します。

対象施設

市民センター体育館、天ヶ瀬体育館、永山体育館、TCNスポーツパーク永山弓道場、屋外スポーツ施設

還付を受けるには

熱中症警戒アラートの発表から施設使用開始時間までの間に、予約施設へ電話で使用中止の申し出をしてください（還付手続きは後日窓口で）。

問い合わせ

市民センター体育館…各市民センター、天ヶ瀬体育館…青梅市民センター、その他スポーツ施設…住友金属鉾山アリーナ 青梅

証明書コンビニ交付の停止

問 市民課マイナンバーカード担当

システムの更新に伴い、次の期間は証明書コンビニ交付を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時 5月14日（水） 終日
5月21日（水） 終日

5月招集議会

問 議会事務局



日時 5月13日（火） 午前10時から
本会議の様子は、映像配信システムによりインターネットでライブ・録画中継をしています。